

2.7 文科施第573号
平成28年3月25日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国立大学法人の長
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下



「学校施設整備指針」の改訂について（通知）

このたび、学校種ごとに学校施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」の改訂を行いましたので通知します。

今回の改訂は、義務教育学校制度の創設や学校施設と他の公共施設等との複合化に取り組む地方公共団体の増加など近年の社会変化に対応するため、「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」における検討を踏まえて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全ての学校施設整備指針について行ったものです。主な改訂内容は別紙のとおりです。

今後の学校施設の整備に当たっては、本指針に留意いただき、地域の実情や学校施設の実態を踏まえつつ、安全で豊かな施設環境の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会に対して、また、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対して、周知していただくようお願いいたします。

※学校施設整備指針の本文については、以下の文部科学省ホームページにて閲覧できます。また、製本したものを後日送付します。

URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/1368309.htm



【本件連絡先】
大臣官房文教施設企画部
施設企画課 指導第一係
TEL:03-5253-4111 (内線 2291)

学校施設整備指針改訂の概要

1. 趣旨

義務教育学校制度の創設や学校施設と他の公共施設等との複合化に取り組む地方公共団体の増加など近年の社会変化に対応するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全ての学校施設整備指針について所要の改訂を行う。

2. 改訂内容

(1) 小中一貫教育に適した学校施設に関する計画・設計上の留意事項を記載

小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方や計画・設計上の留意事項を示した「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」(平成27年7月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議報告書)や関係法令を踏まえ、小・中学校施設整備指針を改訂する。

(具体的な内容 ※小・中学校施設整備指針の構成を基に作成)

【第1章 総則】

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

7 義務教育学校等における施設

- 小中一貫教育に適した学校施設の基本的考え方について記載
- 施設一体型や施設分離型など施設形態を設定する際の留意事項について記載
- 施設一体型の主な留意事項について記載
- 施設隣接型・分離型の主な留意事項について記載
- 既存学校施設を有効活用する際の主な留意事項について記載

第3 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携協力

- 学校と地域の連携・協働(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)について記載を充実

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

3 計画的な整備な実施

- 既存学校施設の有効活用について記載を充実

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- 関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載
- 企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載

【第2章 施設計画】

第2節 配置計画

第1 全体配置

1 校地利用

- 施設一体型の義務教育学校等において、低学年児童専用の運動場や広場等を計画することについて記載

第2 校舎・屋内運動施設

2 建物構成

- 施設一体型の義務教育学校等における校舎のゾーニングに当たり、学年段階の区切りによる授業時間の違い等に配慮し、学習活動に支障が生じないように計画することについて記載

第4 その他の施設

5 その他

- 地域の状況によりスクールバスなどを利用する際の計画について記載

【第3章 平面計画】

第2 学習関係諸室

2 普通教室

○各学年の学級数の増減を踏まえ、学年段階の区切りなど空間的なまとまりに配慮した計画とすることについて記載

4 特別支援学級関係室

○障害の状態及び特性等に応じ、9年間の系統性・連続性のある教育活動や一貫した支援を円滑かつ効果的に行えるよう配置や室構成を検討することについて記載

第3 屋内運動施設

2 屋内運動施設

○義務教育学校の前期・後期課程等の中で共同利用する場合の安全配慮について記載

第5 共通空間

1 昇降口

○施設間の合同授業や合同行事のための関係諸室との関連性も考慮した昇降口を計画することについて記載

4 その他

○施設隣接・分離型の義務教育学校等において、合同授業や合同行事等を行う際、動線の設定や授業などの前後の待機場所についてあらかじめ検討しておくことについて記載

第9 管理関係室

2 教職員諸室

○義務教育学校等において、教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画することについて、施設形態ごとに記載

【第4章 各室計画】

第3 屋内運動施設等

3 屋内プール

○義務教育学校の前期・後期課程等の中で共同利用する場合の安全配慮について記載

第5 共通空間

2 便所、手洗い、流し、水飲み場等

○施設一体型の義務教育学校等において、共通空間における便所、手洗い、流し、水飲み場等の設備の安全配慮について記載

4 廊下、階段等

○既存校舎を活用する際の児童用階段におけるけあげ寸法の特例を踏まえた安全性の確保について記載

第9 管理関係室

9 職員用更衣室及び休憩室

○教職員が落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーション等が取ることができるようにすることについて記載を充実

【第6章 屋外計画】

第2 屋外運動施設

1 共通事項

○各種の運動、利用形態等に応じ、必要な機能を確保することについて記載を充実

4 屋外プール

○義務教育学校の前期・後期課程等の中で共同利用する場合の安全配慮について記載

【第8章 設備設計】

第4 情報通信設備

2 音声系設備

○施設一体型の義務教育学校等において、校内放送設備やチャイムの設定は、学年段階の区切りの違いによる教育内容・教育方法等を踏まえ計画することについて記載

(2) 学校施設の複合化に関する計画・設計上の留意事項等の記載を充実

学校施設と他の公共施設等との複合化に関する基本的考え方や計画・設計上及び管理・運営上の留意事項を示した「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」(平成27年11月 同会議報告書)や、学校施設の長寿命化計画を策定する際の留意事項等を示した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」(平成27年4月 文部科学省)等を踏まえ、全ての学校施設整備指針を改訂する。

(具体的な内容 ※小・中学校施設整備指針の構成を基に作成)

【第1章 総則】

第2節 学校施設整備の課題への対応

第3 地域と連携した施設整備

1 学校・家庭・地域の連携協力

- 学校と地域の連携・協働(コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等)について記載を充実[再掲]

3 複合化への対応

- 児童生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流について記載
- 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策について記載
- 学校施設における児童生徒の学習と生活に支障がないような計画について記載
- 効果的・効率的な施設整備について記載

第3節 学校施設整備の基本的留意事項

1 総合的・長期的な視点の必要性

- 域内の長寿命化計画を含む中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定の必要性について記載

3 計画的な整備な実施

- 既存学校施設の有効活用について記載を充実[再掲]

5 関係者の参画と理解・合意の形成

- 関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載[再掲]
- 企画の段階から、学校施設の運営方法等を検討しておくことについて記載[再掲]

【第2章 施設計画】

第2節 配置計画

第1 全体配置

2 配置構成

- 公共施設等との複合化の配置計画について記載

【第7章 構造設計】

第1 基本的事項

1 安全性能

- 木材の性能・効果等を踏まえ、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することについて記載

